

報第14号

専決処分報告について

(道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について)

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年(2024年)3月21日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第 14 号

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市管理の道路上（鏡町地内）で発生した自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年（2024 年）3 月 18 日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
（記載削除）	柏崎市は、相手方の自動車の被害総額（84,590 円）のうち、80 パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 67,672